

7. 天候不良等における始業延期・自宅学習等の措置

「八丈島地域」に「暴風警報」または「大雨警報」(以下、警報と記載する)が発令されている場合、
自宅待機とする。解除に伴う始業の判断基準は以下の通りとする。

時刻	解除される場合	解除されない場合
午前 7 時	1 時間目より始業	午前 9 時まで自宅学習(通常の登校時までに警報が発令された場合も含む)
午前 9 時	3 時間目より始業	午前 11 時まで自宅学習
午前 11 時	5 時間目より始業	自宅学習

※警報の解除に伴って始業が決定された際、特別な事情により登校することのできない生徒については副校長と教務部で出欠席の扱いを協議し、校長が決定する。